

平成30年12月26日

美里町長 相澤 清 一 殿

美里町個人情報保護審査会  
会長 千葉 敬 記

要配慮個人情報の収集制限の例外について（答申）

平成30年12月12日付け美総第1134号で諮問のありました要配慮個人情報の収集制限の例外についての当審査会の意見は、下記のとおりです。

#### 記

諮問事項のうち、類型事項の11番「事故等に係る損害賠償等を行うに当たり、相手方の負傷、障害、治療の状況等の要配慮個人情報を収集する場合」については、病歴も収集する可能性があるため、収集する要配慮個人情報に病歴を加えるべきものと判断します。その他の事項については妥当な内容であり、収集制限の例外として取り扱って差し支えないものと認めます。

なお、諮問事項の運用に当たっては次の事項に留意するよう付言します。

- 1 要配慮個人情報は、個人の人格、権利利益等に深く関わるものであるため、職員研修等を実施することにより、その意義、収集制限及び例外事項を周知徹底し、適切な運用を図ること。
- 2 個人情報取扱事務登録簿については、記載内容をよく精査し、事務の実態を正確に反映させること。

(参考)

要配慮個人情報の収集制限の例外（答申反映後）

1 類型事項

	類型	収集する要配慮個人情報	収集の理由又は必要性
1	町民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等の意思により提供される要配慮個人情報を収集する場合	人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、心身の機能の障害、健康診断等の結果、医師等による指導等が行われたこと	各種の相談等で提供される情報の中に提供者等の要配慮個人情報が述べられることがあるが、これらは実施機関の意思にかかわらず、相談者等の一方的な意思により提供される場合がある。
2	報道等により公にされている要配慮個人情報を収集する場合	刑事事件に関する手続が行われたこと、少年の保護事件に関する手続が行われたこと	報道等により公にされ、不特定多数の者が知り得る状態にある要配慮個人情報を事務の目的の達成に必要な範囲内で収集する必要がある。
3	作文等のコンクール、試験等を行うに当たり、作成される作文、論文等の記載内容に含まれる要配慮個人情報を収集する場合	（すべての要配慮個人情報）	作文等のコンクール、試験等において作成される作文、論文等の記載内容に含まれる要配慮個人情報は、自由な意思により記載されるものであり、様々な内容が提供される場合がある。
4	争訟、評価、指導、裁決等を行うに当たり、公正な判断及び準備等を行うために要配慮個人情報を収集する場合		争訟、評価、指導、裁決等の事務の中で公正な判断及び争訟の準備等を行うために要配慮個人情報を必要な事務の目的の範囲内で収集する場合がある。
5	栄典、表彰等の選考要件を確認するに当たり、候補者等の犯罪の経歴等の要配慮個人情報を収集する場合	犯罪の経歴、心身の機能の障害、刑事事件に関する手続が行われたこと	栄典や表彰等の選考要件を確認するに当たり、本人の心身の機能障害や犯罪の経歴等の要配慮個人情報を必要な事務の目的の範囲内で収集する場合がある。
6	研修、イベント、講演会等への参加若しくは開催又は海外からの研修者、来客等の受け入れに当たり、参加者等の関係者の病歴、心身の機能障害等の要配慮個人情報を収集する場合	病歴、心身の機能の障害、健康診断等の結果	研修、イベント、講演会や大会等の開催や参加に当たり、参加者の参加要件や健康面への配慮を行うために、病歴、心身の機能障害等の要配慮個人情報を必要な事務の目的の範囲内で収集する場合がある。
7	職員、各種委員等の採用、委嘱等に当たり、応募者又は候補者の適性、能力等を確認するために要配慮個人情報を収集する場合	人種、信条、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、心身の機能の障害、健康診断等の結果	適任者の選任等の手続を行うに当たり、応募者又は候補者の適性、能力等を判断するために、要配慮個人情報を必要な事務の目的の範囲内で収集する

	人情報を収集する場合	果、医師等による指導等が行われたこと、刑事事件に関する手続が行われたこと	場合がある。また、当事者の一方的な意思により提供される場合がある。
8	職員等の人事管理等を行うに当たり、職員等の病歴等の要配慮個人情報を収集する場合	信条、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、心身の機能の障害、健康診断等の結果、医師等による指導等が行われたこと	職員等の人事、サービス、健康管理等を行うに当たり、要配慮個人情報を必要な事務の目的の範囲内で収集する場合がある。また、当事者の一方的な意思により提供される場合がある。
9	学校、幼稚園、保育所等における教育、指導、保育等を行うに当たり、児童等の病歴や心身の機能障害等の要配慮個人情報を収集する場合	信条、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、心身の機能の障害、健康診断等の結果、医師等による指導等が行われたこと、刑事事件に関する手続が行われたこと、少年の保護事件に関する手続が行われたこと	児童等に対して、教育、保育、指導、相談対応、健康管理等を行うに当たり、要配慮個人情報を必要な事務の目的の範囲内で収集する場合がある。また、当事者の一方的な意思により提供される場合がある。
10	債権回収の可否等を判断するに当たり、債務者の病歴、心身の機能障害等の要配慮個人情報を収集する場合	人種、信条、社会的身分、病歴、犯歴、犯罪により害を被った事実、心身の機能の障害、健康診断等の結果、医師等による指導等が行われたこと、刑事事件に関する手続が行われたこと、少年の保護事件に関する手続が行われたこと (すべての要配慮個人情報)	町税、税外収入等の徴収に当たり、債権回収の可否等を判断するために、債務者の病歴、心身の機能障害に関する要配慮個人情報を必要な事務の目的の範囲内で収集する場合がある。また、当事者の一方的な意思により提供される場合がある。
11	事故等に係る損害賠償等を行うに当たり、相手方の負傷、障害、治療の状況等の要配慮個人情報を収集する場合	病歴、心身の機能の障害、健康診断等の結果、医師等による指導等が行われたこと	事故等に係る損害賠償等を行うに当たり、相手方の負傷、障害、治療の状況等を把握するために医師の診断結果等の要配慮個人情報を必要な事務の目的の範囲内で収集する場合がある。

12	高齢者、障害者、疾病を持つ者等を対象とする給付、支給、助成、支援、サービス等を行う事務において、対象者の要件を確認する場合に病歴、心身の機能障害等の要配慮個人情報を収集する場合	病歴、心身の機能の障害、健康診断等の結果、医師等による指導等が行われたこと	高齢者、障害者、疾病を持つ者等を対象とする給付、支給、助成、支援、サービス等を行う事務には、給付等の対象要件に該当するかどうかを所定の書類等により確認する必要があるため、事務の目的の範囲内でこれらの個人情報を収集する必要がある。
13	保健、医療に関する事業を実施するために、病歴、心身の機能障害等の要配慮個人情報を収集する場合	病歴、心身の機能の障害、健康診断等の結果、医師等による指導等が行われたこと	保健、医療に関する事務事業を行うに当たって、医療データ等を収集及び分析し、施策に反映させる必要があるため、事務の目的の範囲内でこれらの個人情報を収集する必要がある。

## 2 個別事項

	事務の名称	収集する要配慮個人情報	収集の理由又は必要性
1	犯歴に関する事務	犯歴	選挙人名簿の調整及び各種照会に対応するため、犯罪人名簿を作成する必要があることから、犯歴を収集する。
2	各種検診に関する事務	病歴、心身の機能の障害、健康診断等の結果、医師等による指導等が行われたこと	法令に基づく健康診断と町が任意で実施する健康診断の情報を一体的に管理するため、事務の目的の範囲内でこれらの個人情報を収集する必要がある。
3	各種予防接種に関する事務	病歴、心身の機能の障害、健康診断等の結果、医師等による指導等が行われたこと	法令に基づかない任意の予防接種を実施するに当たり、対象者の健康状態等を把握するため、事務の目的の範囲内でこれらの個人情報を収集する必要がある。